

ご存知ですか？

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当とは、離婚や死別などの理由で母親または父親のみで子どもを育てている「ひとり親家庭」に対して、生活の安定と自立を促進するために設けられた制度です。

特別児童扶養手当とは、20歳未満の身体や精神に障害がある児童を養育する父母または養育者に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

受給資格

【児童扶養手当】

父母の離婚などで、父または母がひとり子どもを養育している家庭、あるいは父または母に代わってその子どもを養育している方。ただし、遺族年金など公的年金受給者は除く。(所得制限があります。)

児童の対象年齢は、18歳に達した年の年度末まで。ただし、児童に中度以上の障害がある場合は20歳まで。

【特別児童扶養手当】

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を養育している方。(所得制限があります。)

※受給資格に該当すると思われる方は、お問い合わせください。

現況届をお忘れなく！

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当を受けている方(所得制限で手当を受けていない方を含む)は、必要書類や印鑑などを持って、次の期間中に女性児童課または各支所市民生活室で手続きしてください。

受付期間

- 児童扶養手当
- 8月31日(金)まで
- 特別児童扶養手当
- 8月10日(金)～9月10日(月)

該当する方へは別途案内を送付します。

期間内に手続きをしないと、8月分以降の手当が差し止められます。また、この手続きを2年間しないと受給権がなくなります。

申請窓口・問い合わせ

女性児童課児童福祉係
☎0824-73-1192
または各支所市民生活室



下水道に接続 しましよっ！

市は、生活環境の改善と河川などの水質保全を図るために、公共下水道・農業集落排水処理施設(以下、下水道)への接続を推進しています。

下水道の処理区域内にある建物は、供用開始後3年以内に管路への接続(排水設備の設置)が義務付けられています。平成24年3月31日現在、市内の整備区域内の水洗化率は、公共下水道が88.8%、農業集落排水が71.2%となっています。

地域の水質保全を一層推進し、生活環境を向上させるためにも、一日も早い下水道接続をお願いします。

※接続工事は庄原市下水道排水設備指定工事店へ相談してください。(市のホームページに指定店の一覧を掲載しています。)

庄原市水洗便所改造資金融資 あっせんおよび利子補給制度

今まで使用していたくみ取り便所を改造したり浄化槽を廃止したりして、下水道に接続する場合には、改造資金の融資をあっせんしています。

この制度は、対象となる工事に必要な資金の融資を金融機関にあっせんし、その利子を市が補給するものです。

※制度の利用には一定の条件を設けています。希望の方は必ず工事着工前にご相談ください。

- 融資あっせん額 上限額100万円
- 償還期間 60カ月以内
- 対象者 東城町の整備区域では下水道の供用開始から3年以内、東城町以外の整備区域では5年以内に下水道に接続する方

※特例として、平成26年度まではそれぞれ期間を過ぎていても対象になります。

下水道に接続するメリットは？

メリット1

生活環境が改善されます。
家庭から流れる生活排水(台所・風呂など)は、近くの側溝や水路にそのまま流れています。下水道に接続することで、嫌な臭いや害虫が減り、地域の生活環境が大きく向上します。

メリット2

川や海の水質を保全します。
下水道は市が将来にわたって処理場を維持管理し、放流水の水質管理を行うため、きれいな川や海を未来に残すことができます。

問い合わせ
下水道課管理係
☎0824-73-1175
または各支所環境建設室
産業建設室